

個人向け外貨預金取引関連規定

この取引関連規定は、個人のお客さま向け外貨預金取引についての当行の取扱いを記載したものであり、〔個人向け外貨預金共通規定〕〔個人向け外貨普通預金規定〕〔個人向け外貨定期預金規定〕により構成されています。

個人向け外貨預金共通規定

1. (個人向け外貨預金の取扱い)

- (1) この外貨預金として開設する口座の種類ならびに通貨の種類のほか、預入れ、解約、払戻し、書替継続、利息支払その他いっさいは、すべて当行所定の手続により取扱います。
- (2) この外貨預金取引は、当行所定の営業日（取引日）・時間内に行います。
- (3) 外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等には、この外貨預金取引ができなくなることがあります。また、為替相場動向等から当行所定の外国為替相場を当日見直すことがあり、その場合一時お取引を停止させていただくことがあります。

2. (ステートメントの発行)

- (1) この外貨預金は、通帳・証書を発行しません。
- (2) この外貨預金は、当行が、当行所定の期間における預入れ、解約、払戻し等の取引明細および当該期間の最終日付の残高等を記載したステートメントを発行して、取引状況・内容等をお知らせします。ただし、当該期間を通じて当該外貨預金の残高がなかった場合には、当該期間にかかるステートメントは発行しません。
- (3) 同日の複数の取引をステートメントに記載するときは、その記載順序については当行の任意とします。
- (4) ステートメントは、お客さまと当行との間の個別取引を証するとても重要な書類であり、お客さまにおいて必ず内容をご確認のうえ、別途お渡しするステートメントホルダーに綴じ込んで保管してください。
- (5) ステートメントの再発行は、当行所定の期間内に、当行所定の手続をしていただいたものについて行います。なお、この再発行については、当行所定の手数料をいただきます。

3. (取扱通貨・証券類の受入れの禁止・現金による支払い)

- (1) この外貨預金取引の取扱通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
- (2) この外貨預金の預入れは、当行が別途提示する当行所定の基本通貨単位または補助通貨単位以上とします。
- (3) この外貨預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。
- (4) この外貨預金は、通貨のいかにかわらず、原則として現金による支払いができません。

4. (変更・取消)

- (1) この外貨預金の預入れ、解約、払戻し等にかかる日時、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件については、お客さまと当行が合意をした後は、その取引実行の前後を問わず、変更または取消は

できません。

(2) 前記(1)にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて、変更または取消に応じる場合には、お客さまはそのために生じるいっさいの手数料、費用、清算金、損害金等を、当行に支払うものとします。

5. (適用外国為替相場による換算)

この外貨預金取引を依頼する際に当該外貨預金と異なる通貨への換算を行う場合には、当行所定の外国為替相場を適用するものとします。

6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの外貨預金の解約または払戻しは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④ 前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤ 前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (当行からの相殺等)

(1) お客さまが当行に対して負担する債務を履行しなければならない場合には、当行は、その債務とこの外貨預金その他のお客さまの当行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。

(2) 前記(1)により生じた手数料、費用、損害金等については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、すべてお客さまが支払うものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合、債権債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとします。また、利率、料率等については、当行の定めによるものとし、外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

9. (手数料等)

- (1) この外貨預金に関するお客さまの支払うべき手数料、費用、清算金、損害金等については、お客さまは、当座勘定・普通預金・外貨預金その他の取引関連諸規定にかかわらず、小切手の振出または払戻請求書等の提出なしに、お客さまの当座勘定または預金口座から引落としされることを承認するものとします。
- (2) 前記(1)の引落としの場合、異なる通貨への換算を行う必要があるときの外国為替相場については、当行の当該引落とし時の相場を適用するものとします。
- (3) この外貨預金の預入れ、解約、払戻し等に要する当行所定の手数料、費用等については、お客さまが支払うものとします。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

この外貨預金および預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびステートメントは、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

11. (自己責任の原則)

お客さまは、この外貨預金を預入れ、解約または払戻しをするときは、外国為替相場の動向等によっては解約または払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回るなど、損失が生じるリスクがあることを十分に理解し、お客さま自らの判断と責任において行うものとします。なお、外国為替相場の動向等により生じた損害その他外国為替取引に基づきまたは関連して生じることのあるリスクはすべてお客さまに帰属し、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

12. (外国為替関連諸法令等)

この外貨預金取引は、日本の法律・諸規則等（「外国為替及び外国貿易法」その他の外国為替関連法規ならびに金融および外国為替管理等に関する政省令・行政指導等を含みます。なお、将来これらに変更された場合も同様とします。以下同じです。）に従って取扱うものとします。

13. (準拠法、合意管轄)

- (1) この外貨預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この外貨預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14. (その他の規定の適用)

この外貨預金は、この規定のほか、個別の預金規定および申込書等の定めを適用します。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できる

ものとしします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとしします。

個人向け外貨普通預金規定

1. (個人向け外貨普通預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。

(2) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意としします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を原則として預入通貨の1補助通貨単位(たとえば米ドルを預入れの場合は1米セント。以下同じです。)として、毎年2月と8月の当行所定の日、当行所定の利率と方法によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢等に応じて変更しします。

(2) この預金の付利単位は、原則として預入通貨の1補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算しします。

3. (解約等)

(1) この預金口座を解約するときは、取扱店に申出てください。

(2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座が名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金のお客さまが個人向け外貨預金共通規定10. に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとしします。

(4) 前記(2)および(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。この場合においても、個人向け外貨預金共通規定は適用されるものとしします。

4. (保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。な

お、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の用紙に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率等は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. (個人向け外貨預金共通規定等の適用)

この預金は、この規定のほか、個人向け外貨預金共通規定および申込書等の定めを適用します。なお、この預金口座の開設は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

個人向け外貨定期預金規定

1. (自動継続)

(1) この預金は、ステートメント記載の満期日(営業日以外の日に該当する場合、翌営業日を当該日とします。また、継続された場合の継続日(満期日)についても同様とします。以下同じです。)に従前と同一の期間の個人向け外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。この規定において、営業日とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)の前営業日(取引日)までにその旨を取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後の営業日(取引日)に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、ステートメント記載の利率(継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利

率」といいます。)によって単利の方法で計算します。

- (2) この預金の利息は、前記(1)に基づき計算し、継続日(継続前の預金の満期日)に元金に組入れて継続します。ただし、お客さまから前記1.(3)に基づく継続停止の申出があった場合、または当行がやむをえないものと認めてこの預金の継続を停止した場合を除きます。
- (3) 継続を停止したときのこの預金の利息は、前記(1)に基づき計算し、満期日以後の営業日(取引日)にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、当行所定の利率によって計算し、この預金および前記(3)の利息とともに支払います。
- (5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金につきその満期日前の中途解約に応じる場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は、原則として預入通貨の1補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (満期日前の中途解約)

この預金は、原則として満期日前の中途解約はできません。

4. (解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。

5. (保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の用紙に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行所定の利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率等は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限

前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. (個人向け外貨預金共通規定等の適用)

この預金は、この規定のほか、個人向け外貨預金共通規定および申込書等の定めを適用します。なお、この預金の預入は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

以 上

実施日：2020年3月16日